

ID: 183

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成13年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>（占用料の徴収）</p> <p>第8条 市長は、占用者等から特定公共物の占用料を徴収する。ただし、工作物等を設けない 占用等については、徴収しない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の徴収については、東大和市道路占用料等徴収条例(昭和48年条例第17号)第2条から第5条までの規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第8条第2項において準用する東大和市道路占用料等徴収条例第5条		
例規番号	平成13年条例第29号		
【基準】			
第8条及び準用する東大和市道路占用料等徴収条例第5条の規定による。			
(占用料の徴収)			
第8条 市長は、占用者等から特定公共物の占用料を徴収する。ただし、工作物等を設けない 占用等については、徴収しない。			
2 前項の規定による占用料の徴収については、東大和市道路占用料等徴収条例(昭和48年条例第17号)第2条から第5条までの規定を準用する。			
(延滞金)			
第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が、100円未満である場合は、徴収しない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第15条		
例規番号	平成13年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用等の許可を取り消し、若しくは変更し、又は必要な措置をとること若しくは特定公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者</p> <p>(2) 占用等の許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者</p> <p>2 市長は、公益上やむを得ない必要があると認めたときは、占用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	東大和市特定公共物管理条例 第21条		
例規番号	平成13年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第21条及び第22条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第5条第1項の規定に違反して占用等をした者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市道路占用料等徴収条例 第5条		
例規番号	昭和48年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が、100円未満である場合は、徴収しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	手数料の徴収(他の区市町村の区域にまたがる広告物等に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	東京都屋外広告物条例 第29条		
例規番号	昭和24年東京都条例第100号		
<p>【基準】</p> <p>第29条の規定による。 (許可申請手数料)</p> <p>第29条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、申請の際、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンを表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	許可の取消し及び広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置の命令		
例規名 根拠条項	東京都屋外広告物条例 第31条		
例規番号	昭和24年東京都条例第100号		
<p>【基準】</p> <p>第31条の規定による。 (許可の取消し及び行政措置命令)</p> <p>第31条 この条例の規定による許可を受けた広告物等が、景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、知事は、その許可を取り消し、又は当該広告物の表示者等に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: まちづくり部 道路交通課

処分の概要	違反広告物等に対する表示若しくは設置の停止、改修、移転、除却その他必要な措置の命令		
例規名 根拠条項	東京都屋外広告物条例 第32条第1項		
例規番号	昭和24年東京都条例第100号		
<p>【基準】</p> <p>第32条第1項の規定による。</p> <p>第32条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、知事は、当該広告物の表示者等に対して当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日